

電子契約の利用について

福岡法務局は電子契約を推進しています！

皆さんは電子契約を利用したことはありますか？

電子契約とは、インターネット経由で電子的に処理を行う契約手続きのことで、オンライン上でスピーディーに手続きを完了させることができます。

電子契約は移動・郵送等にかかる費用や時間を削減することができるほか、電子署名による安全性・真正性を確保することができます。

政府機関との電子契約手続きでは、政府電子調達システム（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用することで、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」について、インターネットで調達案件の情報収集から契約締結までの処理を行うことができます。



この機会にぜひ、電子契約と政府電子調達システムをご利用ください！！

政府電子調達システム（GEPS）の利用について

政府電子調達システム（GEPS）を利用するためには、事前にいくつか手続きを行っていただく必要があります。

①調達情報等の検索

③利用者登録

②電子証明書の取得

電子入札・契約へ

登録手続きの詳細は、政府調達ポータルに記載されているため、興味のある方は、以下のURLをご覧ください。

↓詳しくはこちら↓

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

メリット

①24時間365日いつでも利用可能

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用可能です。窓口対応時間外でも申請OK！

※ただし、システムメンテナンス時を除きます。

②ワンストップで手続可能

統一資格の申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務をこのサイトで行うことができます。

③費用の削減

電子手続きを行うことで、印紙税が不要になるほか、移動・郵送等にかかる費用を抑えることができます。

④時間の削減

申請窓口までの移動時間や待ち時間、書類が届くまでに要していた時間を大幅に削減することができます。

⑤セキュリティの向上

書面に比べ、改ざんが困難なため、セキュリティが向上します。



講習会について

政府電子調達システム（GEPS）の利用について、利用者登録方法がわからない方、操作方法に不安がある方等を対象に講習会が開催されています。

2023年は東京、大阪での集合講習会のほか、オンライン講習会が行われました。

2024年は現在準備中のため、興味のある方は、「調達ポータル 利用者講習会」で検索してみてください。



〈お問い合わせ先〉

福岡法務局 会計課

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 TEL:092-721-9261